

税金を一時に納められない方のために 猶予制度があります

税金を滞納すると・・・

税金は納期限までに納付(納入)していただく必要があります。納付されずそのまま放置すると以下の不利益を被ることがあります。

(1) 延滞金がかかります

(2) 財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります

※督促状が送付されてもなお納付されない場合には、差押えなどの強制的な滞納処分を行うこととなります。

(3) 納税証明書が発行されません

換価の猶予

税金を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当する時



その税金の納期限から6カ月以内に、中津川市に申請することにより、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります

- ※ 申請する市税以外に、既に滞納となっている市税がある場合には、原則として、申請による換価の猶予は認められません。
- ※ 申請による換価の猶予は、平成28年度4月1日以後に納期限が到来する市税について適用されます。
- ※ 上記の「申請による換価の猶予」のほか、職権による換価の猶予制度があります。

徴収猶予

以下の要件に該当し税金を一時に納付することができない時

- ① 財産について災害を受け、又は盗難にあったこと
- ② 納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかり又は負傷したこと
- ③ 事業を廃止し又は休止したこと
- ④ 事業について著しい損失を受けたこと
- ⑤ 本来の期限から1年以上経過した後に修正申告などにより納付すべき税額が確定したこと



中津川市に申請することにより、1年以内の期間にかぎり徴収猶予が認められる場合があります

猶予が認められると・・・

- ・ 猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます
- ・ 財産の差押や換価(売却)が猶予されます

※税金が納期限までに納付できない場合は、お早めに債権管理課にご相談ください。

申請の手続

○提出書類

- ア 「換価の猶予申請書」または「徴収猶予申請書」
- イ 「財産収支状況書」

※猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合は、「財産収支状況書」に代えて「財産目録」及び「収支の明細書」を提出してください。

ウ 担保の提供に関する書類

エ 災害などの事実を証する書類(徴収猶予の場合)

○申請の期限

「換価の猶予」: 猶予を受けようとする市税の納期限から6カ月以内

「徴収猶予」: 表記①～④に該当する徴収猶予には申請期限はありません。

表記⑤に該当する場合はその本来の期限から1年以上経過した後に納付すべき税額が確定した市税の納期限までに申請してください。

○猶予の承認・不承認

提出された書類の内容を審査した後、中津川市から猶予の承認・不承認を通知します。

担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。地方税法の規定により、提供できる主な財産は次のようなものです。

- ・国債、地方債及び市長が确实と認める有価証券
- ・土地、建物
- ・市長が确实と認める保証人の保証 等

なお、次に該当する場合は担保を提供する必要はありません。

- ・猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ・猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ・担保を提供することができない特別な事情がある場合

猶予の期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収入の状況に応じて、最も早く市税を完納することができるものと認められる期間に限られます。

なお、猶予を受けた市税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由が認められる場合は、市役所に申請することにより、猶予期間の延長が認められる場合があります。(当初の猶予期間と合わせて最長2年)

猶予の取消

猶予が認められた後に次のような場合に該当する時は、猶予が取り消される場合があります。

- ・「猶予承認通知書」に記載された分割納付計画のとおり納付がない場合
- ・猶予を受けている市税以外に新たに市税の滞納が発生した場合

問合せ先

〒508-8501 岐阜県中津川市かやの木町2番1号

中津川市 総務部 債権管理課

TEL:0573-66-1111(内線144 145 148)